

伊勢原市公共工事における建設業法第26条第3項第2号の規定の適用
を受ける監理技術者に関する取扱いについて（専任特例2号）

1 趣旨

この取扱いは、本市が発注する公共工事（以下「本市発注工事」という。）における建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項第2号の規定の適用に関し、必要な事項を定める。

2 用語の定義

この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 専任特例2号監理技術者 法第26条第3項第2号の規定を受ける監理技術者をいう。
- (2) 監理技術者補佐 主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者又は監理技術者の資格を有する者で、専任特例2号監理技術者の職務を補佐する者として、工事現場に専任で置かれる技術者をいう。

3 専任特例2号監理技術者の配置の要件

専任特例2号監理技術者は、次の各号を全て満たす場合に兼務できるものとする。なお、工事の元請としての職務の適正な遂行が困難になると認められる場合には、兼務を認めない。

- (1) 当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 本市発注工事に配置しようとする監理技術者補佐が受注者と次に掲げる期間の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ア 入札手続中の工事に係る監理技術者補佐 入札の申込（随意契約の場合にあつては見積書の提出）のあつた日において3か月以上
 - イ 施工中の工事に係る監理技術者補佐 項番4に規定する書面を提出する日において3か月以上
- (3) 本市発注工事の設計金額が1億円未満であること。
- (4) 配置しようとする工事のいずれも維持工事でないこと。
- (5) 配置に係る他の工事現場が神奈川県内にあること。
- (6) 配置に係る他の工事について専任特例2号監理技術者の配置が認められること。
- (7) 専任特例2号監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。

4 専任特例2号監理技術者の配置に係る手続

- (1) 落札候補者は、落札候補となっている本市発注工事について専任特例2号監理技術者の配置をしようとするときは、当該工事に係る「配置予定技術者等調書」

に併せて、「専任特例 2 号監理技術者兼任配置届」に、配置に係る監理技術者補佐の資格を証する書類の写し及び落札候補者と配置に係る監理技術者補佐との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- (2) 受注者は、4 (1) の規定により届け出た専任特例 2 号監理技術者又は監理技術者補佐をやむを得ない理由により変更するときは、それぞれの工事の監督員とあらかじめ協議した上、変更後の「専任特例 2 号監理技術者兼任配置届」を市長に提出しなければならない。

附 則

この取扱いは、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。